

九州教区教職家族教育資金等貸出金規則

第1条(目的) 九州教区に在職する教師(但し教務教師を除く。以下「教師」という。)の緊急の必要がある場合、及びその家族の教育に要する資金の貸出について定めるため、この規則を定める。

第2条(財源) この貸出に要する資金は、教師厚生費特別会計を以てこれに充てる。

第3条(申請者の資格) 貸出を受けることが出来る者は、教師本人とする。但し、教師本人が死亡した場合は、当該教師の家族が貸出を受けたものとみなす。

第4条(貸出の対象) 貸出の対象となり得る者は、教師及び教師の家族とし、家族は、当該教師の扶養する者で、大学又は短期大学或いは専修学校(その他の教団認可神学校を含む)に入学を許可された者に限る。但し、家族にあつては同一人を対象とする貸出は、二度にわたることが出来ない。

第5条(貸出の額) 申請者が貸出を受けることの出来る額は、次の通りである。

- 1) 教師の緊急の必要がある場合については30万円以内。
- 2) 大学又は短期大学或は専修学校に入学を許可された者を対象とする場合については40万円以内。
- 3) 教団立神学校及び同認可神学校に入学を許可された者を対象とする場合については50万円以内。

第6条(返済の方法) 貸出を受けた者の返済の期間及び額は、前条1号の場合については、常置委員会の定めるところにより、2号又は3号の場合については、次の通りとする。但し、当該教師又は第3条の規定に拠るこれに代わる者の、書面による申し出により、常置委員会が事情止むを得ないものと認めた場合は、返済の期間及び額を変更することが出来る。

- 1) 返済期間 大学又は短期大学或は専修学校に入学を許可された者を対象とする場合については、規定の修学年限満了の日より起算して4年以内。

教団立神学校及び同認可神学校に入学を許可された者を対象とする場合については規定の修学年限満了の日より起算して5年以内。

- 2) 返済の額 1回につき、5万円以上。

第7条(申請の手続) 貸出を受けようとする教師は、規定の書面によって貸出の申請をしなければならない。その際、教会(又は伝道所)の役員若しくはこれに代わる者の保証並びに返済計画を付さなければならない。

第8条①(審査・決定) 常置委員会は、前条の申請につき、予算その他の事情を勘案してこれを審査し貸出を受ける者を決定し、これに貸出金を交付しなければならない。

②(事務の委任) 常置委員会は、この規則に基く貸出に関して、前項に規定する事務

を教区役員会又は教師部に委任することが出来る。

③(事務処理結果の報告) 教師部は、前項に基き委任を受けた事務処理の結果について、速やかに常置委員会宛報告しなければならない。

第9条(細則の制定) 常置委員会は、この規則に基く貸出につき、この規則に定めのない事項について必要な細則を定めることが出来る。

第10条(規則の改廃) 本規則の改廃は、常置委員会に於いてこれを行う。

(1983年3月15日 常置委員会決定)

(1996年7月23日 常置委員会改定)

(1999年3月16日 常置委員会改定)

(2001年3月13日 常置委員会改定)